

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)(抄)……………	1
二	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)(抄)……………	5
三	独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(抄)……………	11
四	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)(抄)……………	24
五	公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)(抄)……………	27
六	郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)(抄)……………	28
七	北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)(抄)……………	29
八	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)……………	31
九	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)(抄)……………	35
十	勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)(抄)……………	36
十一	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)(抄)……………	39
十二	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)(抄)……………	41
十三	被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)(抄)……………	42
十四	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十二年法律第二十六号)(抄)……………	43

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅の明渡し）</p> <p>第三十二条 事業主体は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 入居者が第四十八条の規定に基づく条例に違反したとき。</p> <p>六（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第四十七条 次の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場合その他当該公営住宅又は共同施設を管理することが適当と認められる場合においては、当該公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて当該公営住宅又は共同施設の第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関すること）を除く。以下この条において同じ。）を行うことができる。</p> <p>一 都道府県 当該都道府県の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設</p> <p>二 市町村 当該市町村の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設</p> <p>三 都道府県が設立した地方住宅供給公社 当該都道府県の区域内において都道府県又は市町村が管理する公営住宅又は共同施設</p>	<p>（公営住宅の明渡し）</p> <p>第三十二条 事業主体は、次の各号の一に該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 入居者が第四十七条の規定に基づく条例に違反したとき。</p> <p>六（略）</p> <p>2 6（略）</p>

設

- 四 市町村が設立した地方住宅供給公社 当該市町村の区域内において市町村又は都道府県が管理する公営住宅又は共同施設前項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。
 - 一 第二十二条第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募すること。
 - 二 第二十五条第一項の規定により実情を調査し若しくは入居者を決定し、又は同条第二項の規定により入居者に通知すること。
 - 三 第二十七条第三項から第六項までの規定による入居者又は同居者に対する承認をすること。
 - 四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第七項の規定により期限を延長すること。
 - 五 第三十条第一項の規定によるあつせん等をする事。
 - 六 第三十二条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。
 - 七 第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。
 - 八 第三十四条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

4 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、前項第一号（特定の者の入居に係る部分に限る。）（第二号（入居者の決定に係る部分に限る。）（第四号又は第六号（明渡しの請求に係る部分に限る。））に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

5 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

6 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第三章の規定の適用については、第十五条中「事業主体」とあるのは「事業主体及び地方公共団体又は地方住宅供給公社」と、第二十五条第一項中「事業主体の長」とあるのは「地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（管理に関する条例の制定）

第四十八条（略）

（国土交通大臣及び都道府県知事の指導監督）

第四十九条（略）

（削る。）

（削る。）

（管理に関する条例の制定）

第四十七条（略）

（国土交通大臣及び都道府県知事の指導監督）

第四十八条（略）

（指導監督費の交付）

第四十九条 国は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用の一部を都道府県に交付することができる。

（全部事務組合に対するこの法律の適用）

第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定の適用につ

(協議)

第五十一条 (略)

(権限の委任)

第五十二条 (略)

(政令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

13 (略)

14 附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二条第二号、第十一条及び第五十一条第一号の規定の適用については、第二条第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第五項の規定による無利子の貸付け」と、第十一条の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「第七条から前条までの規定により国の補助」とあるのは「附則第五項又は第六項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付金の貸付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」と、第五十一条第一号中「第十一条第二項」とあるのは「附則第十四項の規定により読み替えて適用される第十一条第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」とする。

15・16 (略)

いては、全部事務組合は市町村と、全部事務組合の管理者は市町村長とみなす。

(協議)

第五十二条 (略)

(権限の委任)

第五十三条 (略)

附則

13 (略)

14 附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二条第二号、第十一条及び第五十一条第一号の規定の適用については、第二条第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第五項の規定による無利子の貸付け」と、第十一条の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「第七条から前条までの規定により国の補助」とあるのは「附則第五項又は第六項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付金の貸付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」と、第五十一条第一号中「第十一条第二項」とあるのは「附則第十四項の規定により読み替えて適用される第十一条第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」とする。

15・16 (略)

改 正 案

現 行

（削る。）

（住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮）
 第二十二条の二 公庫は、第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条の規定により日本郵政公社があつせんするもの（以下「住宅積立郵便貯金の預金者」という。）に対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

（住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例）

（削る。）

第二十二条の三 住宅積立郵便貯金の預金者又は第二十七条の三第四項に規定する住宅地債券（以下この条において単に「住宅地債券」という。）を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で主務省令で定めるものに対する次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の表中「八割五分に相当する金額」とあるのは、「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、同表及び同条第五項中「八割に相当する金額」とあるのは、「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金

二 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの

2 | 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅宅地債券を引き受けた自ら居住する住宅の改良を行う者（その相続人を含む。）で主務省令で定めるものに対する第十七条第五項の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）を加算した金額」とする。

3 | 第一項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の表限の欄及び同条第五項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率並びに前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項、四の項及び八の項利率の欄の規定は適用せず、それらの利率は、公庫が定める。

4 | 第二十一条第八項の規定は、前項の規定により公庫が利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

（貸付手数料等）

第二十二條の二（略）

（事業計画及び資金計画）

第二十五条 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添付書類に定める計画に適合するように四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第二十七条の二第二項の規定による短期借入金（借入れの最高額を定め、これを主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。）

（貸付手数料等）

第二十二條の四（略）

（事業計画及び資金計画）

第二十五条 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添付書類に定める計画に適合するように四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第二十七条の二第二項の規定による短期借入金（借入れの最高額を定め、これを主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。）

(特別勘定)

第二十六条の二 公庫は、次に掲げる業務については、それぞれ特別勘定を設けて経理しなければならない。

一 三 (略)

四 公庫が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金(財形住宅貸付けにより貸し付けた資金を除き、公庫が同日以前に申込みを受理し、同日後に貸し付けた資金を含む。)に係る債権の管理及び回収その他当該資金に関する業務

2 前項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、主務省令で定めるところにより、その利益(同項第四号に掲げる業務に係る特別勘定にあつては、附則第十八項の規定による整理を行った後の利益)の全部又は一部を積立金として積み立てなければならない。

3 5 (略)

(借入金)

第二十七条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から借入金をする事ができる。公庫は、第四項、第七項及び第八項に規定するものを除くほか、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

3 第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務に係る特別勘定に属する債務のうち、前項の規定により政府が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

4 9 (略)

10 公庫は、第七項の規定による長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に委託することがで

(特別勘定)

第二十六条の二 公庫は、次に掲げる業務については、それぞれ特別勘定を設けて経理しなければならない。

一 三 (略)

2 前項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、主務省令で定めるところにより、その全部又は一部を積立金として積み立てなければならない。

3 5 (略)

(借入金)

第二十七条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から借入金をする事ができる。公庫は、第三項、第六項及び第七項に規定するものを除くほか、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

3 8 (略)

9 公庫は、第六項の規定による長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に委託することがで

きる。

(債券の発行)

第二十七条の三 (略)

2 (略)

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第七項の資金を調達するため、住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体の第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するものが引き受けるとき、住宅金融公庫住宅地債券(以下「住宅地債券」という。)を発行することができる。

5 9 (略)

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 (略)

2・3 (略)

きる。

(債券の発行)

第二十七条の三 (略)

2 (略)

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第六項の資金を調達するため、住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、次に掲げる者が引き受けるとき、住宅金融公庫住宅地債券(以下「住宅地債券」という。)を発行することができる。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第一項、第二項第一号、第十一項又は第十二項の規定による貸付けを受けることを希望するもの

二 第十七条第四項の規定による貸付金(同項第三号の規定による貸付金を除く。)に係る土地又は借地権を譲り受けるときを希望する者

三 自ら居住する住宅の改良を行う者又は区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体であつて、第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するもの

5 9 (略)

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅地債券の一定割合以上を所有しているも

のについて、特別の定めをするものとする。

附則

1) 6 (略)

7 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項、第二項（第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定の適用については、第二十条第一項の表及び同条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは、「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、同条第一項の表及び同条第五項中「八割に相当する金額」とあるのは、「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（自ら居住するため住宅を必要とする者及び同条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）

二 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの（自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。）

8 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超え

附則

1) 6 (略)

7 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項、第二項（第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定の適用については、第二十条第一項の表及び同条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは、「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、同条第一項の表及び同条第五項中「八割に相当する金額」とあるのは、「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金及び第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）

二 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの（自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金に限る。）

8 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者で第二十二条の三第二項に規定する者以外のものに対する貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、「八割に相

るときは、当該政令で定める金額（に政令で定める金額を加算した金額）とする。

9
～
19
(略)

当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）に政令で定める金額を加算した金額」とする。

9
～
19
(略)

改 正 案

現 行

目次

第一章～第三章（略）

第四章 財務及び会計（第三十三条 第三十九条）

第五章 雑則（第四十条 第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条）

附則

第十一条（略）

2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一・二（略）

3（略）

（関係地方公共団体からの要請等）

第十四条（略）

2～5（略）

6 機構は、賃貸住宅の建設（賃貸住宅の建替えを含む。）に係る業務を実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

目次

第一章～第三章（略）

第四章 財務及び会計（第三十三条 第三十六条）

第五章 雑則（第三十七条 第四十条）

第六章 罰則（第四十一条）

附則

第十一条（略）

2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）第九条に規定する筑波研究学園都市建設事業を行うこと。

二 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第七条の同意建設計画に従って同法第二条第一項に規定する関西文化学術研究都市の建設を行うこと。

三・四（略）

3（略）

（関係地方公共団体からの要請等）

第十四条（略）

2～5（略）

6 機構は、賃貸住宅の建設（賃貸住宅の建替えを含む。）又は第十一条第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

7 (略)

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地の造成に係る業務(土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、委託に基づくものを除く。)の実施により整備した敷地又は造成した宅地(以下「整備敷地等」という。)については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住宅。以下この条において同じ。)に関する事項その他国土交通省令で定める事項に関する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならぬ。ただし、機構がその事務若しくは事業(第十一条第一項第九号に規定する住宅又は施設の建設に係るものを除く。)の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他国土交通省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設(以下「特定公共施設」という。)に係る当該各号に定める工事(以下「特定公共施設工事」という。)であるとき

ればならない。

7 (略)

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地の造成に係る業務(土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、委託に基づくものを除く。)の実施により整備した敷地又は造成した宅地(以下この条及び次条において「整備敷地等」という。)については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住宅。以下この条において同じ。)に関する事項その他国土交通省令で定める事項に関する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならぬ。ただし、機構がその事務若しくは事業(第十一条第一項第九号に規定する住宅又は施設の建設に係るものを除く。)の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他国土交通省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設(以下「特定公共施設」という。)に

は、当該特定公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

一～四（略）

2～5（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十三条（略）

2 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3～5（略）

（長期借入金及び都市再生債券）

第三十四条 機構は、第十一条第一項（第十一号を除く。）に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は都市再生債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2（略）

3 第一項の規定による債券（当該債券に係る債権が第三十六条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除

に係る当該各号に定める工事（以下「特定公共施設工事」という。）であるときは、当該特定公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

一～四（略）

2～5（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十三条（略）

2 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3～5（略）

（長期借入金及び都市再生債券）

第三十四条 機構は、第十一条第一項（第十一号を除く。）並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は都市再生債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2（略）

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

く。) の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 ～ 7 (略)

(債券の担保のための金銭債権の信託)

第三十六条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(金銭債権の信託の受益権の譲渡等)

第三十七条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十一条第一項(第十一号を除く。)に規定する業務に必要な費用に充てるため、その金銭債権について、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。
- 二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同「じ。」)に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第三十八条 機構は、前二条の規定によりその金銭債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該金銭債権の譲受人から当該金銭債権の回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならない。

(償還計画)

4 ～ 7 (略)

(償還計画)

第三十九条 (略)

第五章 雑則

(協議)

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五項、第三十六条、第三十七条又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第四十一条 (略)

(他の法令の準用)

第四十二条 (略)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十三条 (略)

第六章 罰則

第四十四条 (略)

附則

(地域公団の権利及び義務の承継等)
第三条 (略)

第三十六条 (略)

第五章 雑則

(協議)

第三十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第三十八条 (略)

(他の法令の準用)

第三十九条 (略)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十条 (略)

第六章 罰則

第四十一条 (略)

附則

(地域公団の権利及び義務の承継等)
第三条 (略)

2
5 (略)

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額（政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する金額のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。）は、政府から機構に対し公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第三条の規定による改正前の附則第十三条第二項に規定するその他の業務（以下この項及び次条において「都市基盤整備業務」という。）に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市基盤整備業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7
11 (略)

(都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等)

第四条 (略)

2
6 (略)

7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの（政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。）は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる

2
5 (略)

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額（政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する金額のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。）は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務（以下この項及び次条において「都市再生業務」という。）に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7
11 (略)

(都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等)

第四条 (略)

2
6 (略)

7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの（政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。）は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる

業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

都市公団の業務	機構の業務
旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務	都市基盤整備業務
旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務	公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の附則第十三条第一項に規定する鉄道業務

8～10 (略)

(役員に関する特例)

第十一条 次条第一項に規定する業務が完了するまでの間に限り、第六条第二項に定めるもののほか、機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(業務の特例)

第十二条 (略)

2 前項の規定により機構が同項第一号の業務、同項第二号の業務

(旧都市公団法第二十八条第一項第六号の業務及びこれと併せて行う業務であつて前項第二号の規定により国土交通大臣が指定したものを除く。)及びこれらに附帯する業務並びに同項第四号の業務(以下この条において「宅地造成等経過業務」という。)を行つ場合には、機構の経理については、宅地造成等経過業務とそ

業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

都市公団の業務	機構の業務
旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務	都市再生業務
旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務	附則第十三条第一項に規定する鉄道業務

8～10 (略)

(役員に関する特例)

第十一条 次条第一項に規定する業務及び附則第十三条第一項に規定する鉄道業務が完了するまでの間に限り、第六条第二項に定めるもののほか、機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(業務の特例)

第十二条 (略)

他の業務（以下この条において「都市再生業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3| 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4| 機構は、宅地造成等経過業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

5| 機構は、都市再生業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該利益に相当する金額を限度として国土交通大臣の承認を受けた金額を都市再生業務に係る勘定から宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れる金額については、都市再生業務の運営に支障のない範囲内の金額となるよう配慮しなければならない。

6| 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

7| 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第一項」と、第十六条第一項中「宅地」とあるのは「宅地（地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七条第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限る。）」とあるのは「に限る。）」又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第二号から第四号まで若しくは第九号の業務（同項第二号又

2| 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第一項」と、第十六条第一項中「宅地」とあるのは「宅地（地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七条第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限る。）」とあるのは「に限る。）」又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第二号から第四号まで若しくは第九号の業務（同項第二号又

又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事業に係るものに限る。」と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中「第十一条第一項第七号の業務」とあるのは「第十一条第一項第七号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務（附則第十二条第二項に規定する都市再生業務をいう。）に係る勘定における」と、同条第二項及び第四十四条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十二条第一項」と、第三十四条第一項及び第三十七条中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第十二条第一項と、第三十五条中「債務」とあるのは「債務（附則第十二条第二項に規定する宅地造成等経過業務に係る債務及び」と、第三十六条中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第九項」と、附則第二十一条第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九条第一項第一号八の公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託により行うものを除く。）及び旧都市公団法第二十八条第一項第七号の公共の用に供する施設（旧都市公団法第二十八条第一項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限る。）で政令で定めるものの整備」とする。

8 宅地造成等経過業務に係る勘定に属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係る債務で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

9 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、同日までに償還期限が到来する機構の長期借入金又は都市再生債券に係る債務で宅地造成等経過業務に要する費用に充てるためのもの（国際復興開

は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事業に係るものに限る。）と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三条第二項及び第四十四条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十二条第一項」と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二条第一項」と、附則第二十一条第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九条第一項第一号八の公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託により行うものを除く。）及び旧都市公団法第二十八条第一項第七号の公共の用に供する施設（旧都市公団法第二十八条第一項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限る。）で政令で定めるものの整備」とする。

発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

10) 機構は、第十七条第一項に規定するもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社又は特定目的会社に対する出資をすることができる。

11) 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

12) (略)

13) (略)

14) 国土交通大臣は、第十項又は第十二項の認可の申請があつたときは、第十項の出資又は第十二項の計画に係る業務を行うことが第十項の整備敷地等又は第十二項の用地を早期に譲渡するために必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

15) 前三項の規定は、第十二項の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

16) 機構は、宅地造成等経過業務を終えたときは、遅滞なく、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

17) 機構は、前項の規定により、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する場合において、その際当該勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体（その出資金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資したものに限り。以下この条において同じ。）に納付しなければならない。

18) 第十六項の規定による宅地造成等経過業務に係る勘定の廃止の

3) (略)

4) (略)

5) 国土交通大臣は、第三項の認可の申請があつたときは、同項の計画に係る業務を行うことが同項の用地を早期に譲渡するために必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

6) 前三項の規定は、第三項の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

時において、政府及び地方公共団体から機構に対し宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十三条 削除

第十三条 機構は、当分の間、第十一条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務（以下この条及び次条において「鉄道業務」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、機構の經理については、鉄道業務とその他の業務（以下この条において「都市再生業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道業務について鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項、第十六条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは、「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「通則法第四十四条第一項又は第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。）」と、「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十三条第一項」と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは、「第二号並びに附則第十三条第一項」と、第四十一条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十三条第一項」とする。

5 機構は、鉄道業務を終えた場合において、その際鉄道業務に係る勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回る

第十四条 機構は、第十一条及び附則第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する賃貸住宅及び当該賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の建設（増改築を含む。）
、管理及び譲渡を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十四条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

（都市再生機構宅地債券の発行）

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地（附則第四条第一項の規定により都市公団から承継

るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体（その出資金を鉄道業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。）に納付しなければならない。

6 機構は、前項の規定により国庫及び地方公共団体に納付をしたとき、又は同項に規定する資産の価額が同項に規定する負債の金額を下回る場合において鉄道業務を終えたときは、遅滞なく、鉄道業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

7 前項の規定による鉄道業務に係る勘定の廃止の時において、附則第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から機構に対し鉄道業務に充てるべきものとして出資されたものとされた額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十四条 機構は、第十一条及び附則第十二条第一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する賃貸住宅及び当該賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の建設（増改築を含む。）
、管理及び譲渡を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十一条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

（都市再生機構宅地債券の発行）

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地（附則第四条第一項の規定により都市公団から承継

2
(略)

したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「、債券及び都市再生機構宅地債券」とする。

2
(略)

したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「、債券及び都市再生機構宅地債券」とする。

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第二十一条 地方公社は、第一条の目的を達成するため、住宅の積立分譲及びこれに附帯する業務を行う。</p> <p>2 前項の住宅の積立分譲とは、一定の期間内において一定の金額に達するまで定期に金銭を受け入れ、その期間満了後、受入額を<u>超える一定額を代金の一部に充てて住宅及びその敷地を売り渡すことをいうものとし、その受入額を超える一定額の算出方法については、国土交通省令で定める。</u></p> <p>3 地方公社は、第一条の目的を達成するため、第一項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>三 市街地において地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>四 住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>五 地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十一条 地方公社は、第一条の目的を達成するため、住宅の積立分譲及びこれに附帯する業務を行なう。</p> <p>2 前項の住宅の積立分譲とは、一定の期間内において一定の金額に達するまで定期に金銭を受け入れ、その期間満了後、受入額をこえる一定額を代金の一部に充てて住宅及びその敷地を売り渡すことをいうものとし、その受入額をこえる一定額の算出方法については、国土交通省令で定める。</p> <p>3 地方公社は、第一条の目的を達成するため、第一項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。</p> <p>一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>三 市街地において地方公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>四 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>五 地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。</p> <p>七 （略）</p>

八 第一項の業務及び前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

4 地方公社は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定により、設立団体以外の地方公共団体が事業主体（同法第二条第十六号の事業主体をいう。）である公営住宅（同法第二条第二号の公営住宅をいう。）又は共同施設（同法第二条第九号の共同施設をいう。）の管理を行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十四条 地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 （略）
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

（解散事由）

第三十六条 （略）

2 地方公社は、前項各号の事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに、解散する。

（都道府県知事等の經由）

第四十四条 第四十三条第一項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社を除き、地方公社が

八 第一項の業務及び前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

（余裕金の運用）

第三十四条 地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 （略）
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

（解散事由）

第三十六条 （略）

（都道府県知事等の經由）

第四十四条 前条第一項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社を除き、地方公社がこの法

この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより国土交通大臣に提出する申請書その他の書類は、国土交通省令で定めるところにより、市のみが設立した地方公社にあつては市長を、その他の地方公社にあつては都道府県知事を経由しなければならない。

2・3 (略)

(罰則)

第四十八条 第四十条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方公社の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 九 (略)

第五十条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより国土交通大臣に提出する申請書その他の書類は、国土交通省令で定めるところにより、市のみが設立した地方公社にあつては市長を、その他の地方公社にあつては都道府県知事を経由しなければならない。

2・3 (略)

(罰則)

第四十八条 第四十条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 九 (略)

第五十条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

五 公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 前項の公営住宅については、新法第十七条の規定は適用せず、旧法第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「毎年度」とあるのは「平成十七年度までの間、毎年度」と、同条第三項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。</p> <p>5 20 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 前項の公営住宅については、新法第十七条の規定は適用せず、旧法第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。</p> <p>5 20 (略)</p>

改正案	現行
<p>第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 住宅積立郵便貯金 <u>沖縄県の区域における自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第六項の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの</u></p> <p>六（略）</p> <p>第六十条（適格預金者のあつせん） 公社は、<u>沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。</u></p>	<p>第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 住宅積立郵便貯金 <u>自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十二條の二及び第二十二條の三の規定又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの</u></p> <p>六（略）</p> <p>第六十条（適格預金者のあつせん） 公社は、<u>住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。</u></p>

改正案	現行
<p>（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅） 第八条（略） 2）5（略）</p> <p>4 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八</p> <p>6）10）（略）</p> <p>附則</p>	<p>（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅） 第八条（略） 2）5（略）</p> <p>6 公庫法第二十二條の三第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合における貸付けが公庫法第二十二條の二に規定する住宅積立郵便貯金の預金者又は公庫法第二十七條の三第四項に規定する住宅宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で主務省令で定めるものに対するものである場合について、準用する。この場合において、公庫法第二十二條の三第一項中「第二十条第一項及び第五項」とあり、及び同条第三項中「第二十条第一項の表限度の欄及び同条第五項」とあるのは「北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項限度の欄」と、同条第一項中「同条第一項の表」とあるのは「同欄」と、「八割五分」とあるのは「八十五パーセント」と、「同表及び同条第五項」とあるのは「同欄」と、「八割」とあるのは「八十パーセント」と、同条第三項中「並びに前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項、四の項及び八の項」とあるのは「については、同表一の項」と、「それらの利率」とあるのは「その利率」と読み替えるものとする。</p> <p>7）11）（略）</p> <p>附則</p> <p>4 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八</p>

年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）の「一戸当たりの金額の限度に係る第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定の適用については、第八条第二項の表限度の欄中、「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは、「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは、「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは、「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第八条第二項の表一の項限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率及び前項の規定により同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第八条第二項の表一の項利率の欄の規定は適用せず、それらの利率は、公庫が定める。

年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者で第八条第六項に規定する者以外のものに対する貸付金及び公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）の「一戸当たりの金額の限度に係る第八条第二項の表限度の欄及び同条第七項において準用する公庫法第二十条第二項の規定の適用については、第八条第二項の表限度の欄中、「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは、「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは、「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは、「八割五分に相当する金額を加算した金額」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第八条第二項の表一の項限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率及び前項の規定により同条第七項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第八条第二項の表一の項利率の欄の規定は適用せず、それらの利率は、公庫が定める。

改 正 案

現 行

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の九の三 個人の有する土地等につき独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第十二項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第十五項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第十二項に規定する業務が施行される場合において、当該個人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第十二項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該土地等（当該用地とともに交換差金を取得した場合）は、当該土地等（当該用地とともに交換差金を取得した場合）は、当該土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

第三十七条の九の三 個人の有する土地等につき独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該個人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該土地等（当該用地とともに交換差金を取得した場合）は、当該土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十五条の十五 法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第十二項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第十五項の規定による変更の認可

第六十五条の十五 法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可

可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第十二項に規定する業務が施行される場合において、当該法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第十二項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該事業年度終了の時に、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2
10（略）

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」とい

あつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該事業年度終了の時に、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2
10（略）

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」とい

う。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第十二項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第十五項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第十二項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第十二項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該連結事業年度終了の時に、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2
10（略）

（独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

う。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該連結事業年度終了の時に、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2
10（略）

（独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の二 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの（以下この条において「特定都市計画施設」という。）の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第十二項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画（同条第十五項の規定により当該計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八（平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の十）とする。

第八十三条の二 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの（以下この条において「特定都市計画施設」という。）の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画（同条第六項の規定により当該計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八（平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の十）とする。

改 正 案	現 行
<p>（国の補助に係る改良住宅の管理及び処分）</p> <p>第二十九条 第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、第三項に定めるもののほか、改良住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなして、同法第十五条、第十八条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十七条第一項から第四項まで、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条、第三十四条、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定を準用する。ただし、同法第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条第一項の規定は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（国の補助に係る改良住宅の管理及び処分）</p> <p>第二十九条 第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、第三項に定めるもののほか、改良住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなして、同法第十五条、第十八条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十七条第一項から第四項まで、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条、第三十四条、第四十四条、第四十六条並びに第四十七条の規定を準用する。ただし、同法第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条第一項の規定は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案

現

行

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

一 一の二（略）

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約若しくは独立行政法人都市再生機構を相手方とする独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約（次号及び次条第一項において「宅地債券等購入契約」という。）で、次の要件を満たすもの

イ 一の二（略）

四（略）

2 一の九（略）

（住宅金融公庫等の行う勤労者財産形成持家融資）

第十条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第一項、第二項第一号若しくは第五項の規定によ

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

一 一の二（略）

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約、沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する住宅宅地債券の購入に関する契約若しくは独立行政法人都市再生機構を相手方とする独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約（次号及び次条第一項において「宅地債券等購入契約」という。）で、次の要件を満たすもの

イ 一の二（略）

四（略）

2 一の九（略）

（住宅金融公庫等の行う勤労者財産形成持家融資）

第十条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項第一号若しくは第五項の規定による貸付けの業務又は沖縄振興開発金

る貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

2) 4 (略)

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額(旧雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第七項又は第八項の規定に基づく借入金の

融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

2) 4 (略)

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額(旧雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第六項又は第七項の規定に基づく借入金の

額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

改 正 案

現

行

<p>（業務の範囲） 第十九条（略） 2、5（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略） 2、5（略）</p>
<p>6 公庫は、第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者で同法第六十条の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。</p>	<p>6 住宅金融公庫法第二十二條の二の規定は、公庫について準用する。この場合において、同条中「第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする」と、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」と読み替えるものとする。</p>
<p>（業務の委託等） 第二十条（略） 2 公庫は、前項の規定による場合のほか、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金の預金者で同法第六十三條の二の規定により日本郵政公社のあつせんを受けるものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付け金の交付に関する業務を日本郵政公社に委託することができる。</p> <p>3・4（略） （賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用等）</p>	<p>（業務の委託等） 第二十条（略） 2 公庫は、前項の規定による場合のほか、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金の預金者で同法第六十三條の二の規定により日本郵政公社のあつせんを受けるものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付け金の交付に関する業務を日本郵政公社に委託することができる。</p> <p>3・4（略） （賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用）</p>

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項から第三項までの規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又は八への規定に該当するもの（同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。）について、同法第三十五条の第二項及び第二項の規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又は八の規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八、二又は八の規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 前項の規定により準用する住宅金融公庫法第三十五条の第二項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

3| (略)

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項から第三項までの規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又は八への規定に該当するもの（同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。）について、同法第三十五条の第二項、第二項及び第四項の規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又は八の規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八、二又は八の規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| (略)

十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人都市再生機構法の特例） 第一百一条の十五（略）</p> <p>2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第四十条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第一項後段において準用する場合を含む。）とする。」とする。</p>	<p>（独立行政法人都市再生機構法の特例） 第一百一条の十五（略）</p> <p>2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十七條第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第一項後段において準用する場合を含む。）とする。」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人都市再生機構法の特例） 第二十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第四十 条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項 （被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項後段において準用 する場合を含む。）」とする。</p>	<p>（独立行政法人都市再生機構法の特例） 第二十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三 十七条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四 項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項後段において準 用する場合を含む。）」とする。</p>

改正案	現行
<p>（住宅金融公庫の業務の特例） 第四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五 条第六項中「第十七条」とあるのは「第十七条及び高齢者の居 住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第 四十四条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一 条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、高齢者居住法」と 、公庫法第十二条の三第二項第五号中「前各号」とあるのは「前 各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定 により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中 「前項第一号」とあるのは「前項第一号（高齢者居住法第四十四 条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と 、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項（同項第一号にあ つては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「第二項各号」と あるのは「第二項各号（同項第一号にあつては、高齢者居住法第 四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」 と、公庫法第十八条中「第十二項」とあるのは「第十二項並 びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若しくは第十一項」 とあるのは「若しくは第十一項若しくは高齢者居住法第四十四 条第一項」と、公庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは「前 項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の 四第三項第四号及び第七号中「第十二項」とあるのは「第十二項 若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前 各号」とあるのは「前各号（第四号及び第七号にあつては、高齢</p>	<p>（住宅金融公庫の業務の特例） 第四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第 五条第六項中「第十七条」とあるのは「第十七条及び高齢者の居 住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第 四十四条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一 条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、高齢者居住法」と 、公庫法第十二条の三第二項第五号中「前各号」とあるのは「前 各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定 により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中 「前項第一号」とあるのは「前項第一号（高齢者居住法第四十四 条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と 、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項（同項第一号にあ つては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「第二項各号」と あるのは「第二項各号（同項第一号にあつては、高齢者居住法第 四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」 と、公庫法第十八条中「第十二項」とあるのは「第十二項並 びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若しくは第十一項」 とあるのは「若しくは第十一項若しくは高齢者居住法第四十四 条第一項」と、公庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは「前 項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の 四第三項第四号及び第七号中「第十二項」とあるのは「第十二項 若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前 各号」とあるのは「前各号（第四号及び第七号にあつては、高齢</p>

者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七条第一項」とあるのは、「高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中「前項」とあるのは、「前項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（高齢者

者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七条第一項」とあるのは、「高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中「前項」とあるのは、「前項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（高齢者

居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第一項中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第四十四条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第十条中「第八条」とあるのは「第八条（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とす

（公営住宅の使用）

第五十五条（略）

2（略）

3 前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第十六条第四項及び第五項、第三十四条並びに第五十条の規定の適用については、同法第十六条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第五十五条第一項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「前各項（前項にあつては、高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第三十四条中「第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条第四項（第二十八条第三項若しくは第二十九条第八項において準用する場合又は高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第五十条中「この法律又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

4（略）

居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第一項中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第四十四条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第十条中「第八条」とあるのは「第八条（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とす

（公営住宅の使用）

第五十五条（略）

2（略）

3 前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第十六条第四項及び第五項、第三十四条、第五十条並びに第五十一条の規定の適用については、同法第十六条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第五十五条第一項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「前各項（前項にあつては、高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第三十四条中「第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条第四項（第二十八条第三項若しくは第二十九条第八項において準用する場合又は高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第五十条及び第五十一条中「この法律又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

4（略）